

プレンティホール 利用促進・負担軽減について

2026年12月1日より、地域（神戸市在住）の方にプレンティホールをさらにご利用いただきやすくするために、地域利用減免を拡大、学生利用減免を新設し、午後の時間帯を2つに分割します。

1. 地域利用減免

＜減額対象となる条件＞

原則として、地域住民を主体とする団体・グループの利用であること

1. 主催者（代表者）および申込者が神戸市民であること
2. 参加者の過半数が神戸市民であること
3. 参加費、入場料、月謝、会費等を徴収しないものであること

※資料代等の実費弁償を除く

4. 利用目的が、営業・勧誘活動、宗教活動、政治活動でないこと

＜使用料金＞

11月30日利用分まで：通常料金の **1/4** を減額

12月1日利用分から：通常料金の **1/2** を減額

2. 学生利用減免

＜減額対象となる条件＞

1. 大学・高校・中学生の活動であること
2. 利用目的が、営業・勧誘活動、宗教活動、政治活動でないこと
3. 参加費、入場料、月謝、会費等を徴収しないものであること

※資料代等の実費弁償を除く

＜使用料金＞

通常料金の **2/3** を減額

3. 午後時間帯の分割利用

これまで午後（12:40～17:30）として運用していた枠を、午後①（12:40～15:00）・午後②（15:10～17:30）に分割してご利用いただけるようにいたします。

減免も含めた新料金表につきましては、別表のとおりとします。

1・2の減免については、お申し込みの際に「減免利用」であることをお申し出ください。

減免の対象になるかどうか確認させていただきます。